

# 現行法に問題あり！改正が必要！！

- ◆ 道路運送法第1条の目的及び第30条第2項「一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争をしてはならない」
  - 既存事業者は当該黒字路線の収益で他の赤字路線を補っているところ、ここに新規参入事業者が「黒字路線」だけに参入。しかも、既存事業者よりも30~50%も低廉な運賃。当然のことながら既存事業者は収支バランスが維持できなくなり結果して…。これは、「健全な発達を阻害する結果を生じるような競争」に他なりません！

これが許可されたのであれば明確な基準が必要！！

- ◆ クリームスキミングとは？
  - 簡単に言えば「いとこどり」。前項の通り、既存事業者の「黒字路線」だけに参入すること。国自旅第90号「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」4項「クリームスキミングの要件」でやってはいけないとうたわれています！

これが認められたのであれば要件がおかしい！！

- ◆ 法で定める協議会「地域公共交通会議」
  - 目的は、地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様・運賃、サービス水準、運賃等について協議。輸送の安全、旅客の利便の確保等を説明（運輸局において審査）。主宰者は、市町村（複数市区町村、都道府県も可）。ここで協議が整えば事業許可。行政も指導、ガイドラインも。しかし、全く協議していません！

行政指導なのにしていないのであれば義務化が必要！！